

アルバイト雇用契約書兼労働条件通知書

株式会社KYOUIKU(以下「甲」という)と 役重侑汰 (以下「乙」という)は、下記のとおり雇用契約を締結する。

1	雇用期間	2026年3月26日 から 2026年4月25日
2	就業場所	本社または会社(関連会社を含む)の指定する場所
3	業務の内容	すべての業務への配置転換あり 一時的な他の業務、研修業務、臨時的な部門での応援業務などの業務も、仕事内容に含まれる。
4	休日	非定例日:週当たり 2 日
5	就業日数	日数: 週 5 日 時間:1日 8 時間
6	就業時間等	1 始業・終業の時刻等 シフト制(8時45分～20時00分の間、内最大8時間) 2 休憩時間(60)分※労働時間は6時間を超える場合のみ 3 所定時間外労働の有無(有) 4 休日労働の有無(有)
7	賃金	時給 1500 円
8	賃金改定	毎月の評価により、昇給、変更なし、降給があり得る。
9	通勤手当	通勤手当支給無し
10	インセンティブ	成績に応じてインセンティブの支給を行う。 対応内容によって支給条件、金額が異なるため就業時に共有する。 インセンティブの支給については、基準値となる生産性を満たしている事を条件とする
11	賃金締切日・支払日	1 賃金締切日(基本給)ー毎月 25日 2 賃金支払日(基本給)ー翌月 10日(土日祝日の場合は、その直前の土日祝日でない日)
12	支払方法	賃金の支払いは従前より指定していた金融機関への振り込みに同意します。
13	退職に関する事項	期間の定めあり 期日到来日退職とする。詳細は就業規則、退職規定各項に定める。 定年制度無 自己都合退職の手続き:退職する60日以上前に届け出ること。
14	配転	業務上の必要がある場合、配転を命ずることがあります。正当な理由がない限り配転を拒む事はできません。 詳細はアルバイト就業規則第19条
15	就業規則	その他 勤務上の詳細な規程は就業規則による。
16	更新の有無	1 契約の更新の有無〔更新なし〕 2 契約の更新は次により判断する・ ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度、能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 3 更新上限の有無〔有、通算契約期間5年まで 〕 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることにより、入社日より満5年後の翌日から、無期労働契約での雇用に転換することができる。 この場合の本契約からの労働条件の変更は無い。
17	相談窓口	短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善などに関する事項に係わる相談窓口 人事部 西村 華
18	その他	社会保険有り 雇用保険 健康保険 厚生年金(労災保険は事業所に適用) 社会保険については、雇用契約上、週20時間以上の勤務の者は試用期間終了後、加入とする。 また試用期間は1か月とし、能力勤務態度について不適格と認めた場合には、採用を取り消す。
19	特約事項	本契約は 労働基準法その他の法律を基準として解釈する。 本契約に 規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。 当社を退職した場合においても、貴殿には法令に基づき社会保険料等を負担いただく必要があります。 退職後の社会保険の加入状況やその他の負担に関する手続き及び責任は、 全て貴殿ご自身において対応していただきますようお願い申し上げます。 また、社会保険料の料金については、当社指定の銀行口座に7日以内にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

2026年3月26日

甲 東京都新宿区西新宿4-15-3
住友不動産西新宿ビル3号館7階
株式会社KYOUIKU
代表取締役 天野 利泰



乙 住所 東京都豊島区要町3-14-2-103

名前 役重侑汰

